3　署名者
日　本　側　高橋博史在アフガニスタン大使
国際連合児童基金側　ヴィディア・ガネシュ在アフガニスタン事務所副代表
平成二十五年三月十三日
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十四号

平成二十五年二月二十八日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における基礎教育環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　基礎教育環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十二億九千百万円
3　署名者
日　本　側　高橋博史在アフガニスタン大使
国際連合児童基金側　ヴィディア・ガネシュ在アフガニスタン事務所副代表
平成二十五年三月十三日
外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第七十五号

平成二十五年二月二十八日にカブールで、アフガニスタン・イスラム共和国における「住民参加型の都市開発支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　住民参加型の都市開発支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　二十一億八千七百万円
3　署名者
日　本　側　高橋博史在アフガニスタン大使
国際連合側　深澤良信国際連合人間居住計画アジア太平洋事務所上級人間居住専門官
平成二十五年三月十三日
外務大臣　岸田　文雄

○文部科学省告示第三十一号

科学研究費補助金取扱規程（昭和四十年文部省告示第百十号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月十三日
文部科学大臣　下村　博文

第四条第一項ただし書を削り、同項第一号中「交付決定取消事業」を「法第十七条第一項の規定により科学研究費補助金の交付の決定が取り消された事業（以下「交付決定取消事業」という。）」に、「二年」を「一年」に、「五年」を「十年」に改め、同項第三号中「違反して科学研究費補助金の使用を行つた」を「違反した」に、「二年間」を「一年以上二年以内の間で当該違反の内容等を勘案し相当と認められる期間」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項ただし書を削り、同項第三号中「違反して基金助成金の使用を行つた」を「違反した」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。
2　この告示の施行前に科学研究費補助金取扱規程（以下「規程」という。）第四条に規定する交付決定取消事業において規程第二条第六項に規定する不正使用を行った者に対する当該不正使用に係るこの告示による改正後の規程第四条第一項第一号の規定の適用については、同号中「十年以内」とあるのは「五年以内」とする。

○農林水産省告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県福山市山野町大字山野字下田原向山一三三六の二（次の図に示す部分に限る。）、一三三八、一三四三・一三四四・字下田原二一六〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下田原向山一三三六の二・一三三八・一三四三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ノ峠五〇九の二・五二一の四・五二一六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び福山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市甲田町浅塚字西ノ峠五〇九の二、五二一の四、五二六の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西ノ峠五〇九の二・五二一の四・五二一六の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町油木字大平一六三の四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字大平一六三の四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県三次市作木町大山字大香呂一五の一、一五の二、一六、二一の一、字千日七九の一、字東地八七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第五百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年三月十三日
農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県三次市**廻**神町字泉水三六二の四一
二　指定の目的　土砂の流出の防備